

地方税法等の一部改正の概要について

令和 8 年度地方税法等の一部を改正する法律案及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律のうち、本市税条例等が関係する主要な部分を抜粋している。

《専決処分》

1 軽自動車税

◎環境性能割の廃止

《項目No. 1 説明》

○米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和 7 年度末をもって環境性能割を廃止する。

●第1条による川西市税条例の一部改正

No.	項 目	種別	条・項・号	内 容 等
1	軽自動車税(種別割)の名称変更に伴う条文改正	条例 附則	第18条の3,第19条 第80条～第91条等の 該当箇所	環境性能割廃止により、地方税法改正にあわせて「軽自動車税(種別割)」から「軽自動車税」に改正されることに伴う削除及び規定の整備

2 固定資産税

◎再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の改正

《項目No. 2 説明》

○再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について、地方税法の改正に伴い、課税標準の特例措置を改正する。

◎固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の整備

《項目No. 3 説明》

○令和 6 年能登半島地震により滅失・損壊した住宅の敷地(被災住宅用地)について、被災者支援を継続するため、引き続き課税標準の特例等の適用を受けようとする者がすべき申告等の規定を新設する。

●第1条による川西市税条例の一部改正

No.	項 目	種別	条・項・号	内 容 等
2	法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合	附則	第10条の2 第10項～第20項	地方税法の改正により、再生可能エネルギー発電設備にペロブスカイト太陽電池及び洋上風力発電設備に係る特例率の拡充が行われたことにより改正
3	令和 6 年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等	附則	第10条の5	令和 6 年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定の整備

3 国民健康保険税

◎子ども・子育て支援納付金課税額の追加

《項目No. 4～10 説明》

○国民健康保険税の納税義務者に対する課税額として合算する額に、子ども・子育て支援納付金課税額を追加する。

◎子ども・子育て支援納付金課税額の限度額の規定

○子ども・子育て支援納付金課税額の限度額を地方税法施行令で定める額(3万円)に規定する。

◎子ども・子育て支援納付金課税額の設定

○子ども・子育て支援納付金課税額は、所得割額税率 100 分の 0.29、被保険者均等割額 1,300 円、18 歳以上被保険者均等割額 100 円、世帯別平等割額 900 円とする。

◎国民健康保険税の減額措置に子ども・子育て支援納付金課税額を追加

○低所得、未就学児、出産被保険者に係る減額の適用先に、子ども・子育て支援納付金課税額を追加する。
○18 歳未満被保険者の子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額を全額減額する。

◎軽減措置対象者の拡充

- 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数に乗ずる金額を31万円(現行30万5千円)に引き上げる。
- 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数に乗ずる金額を57万円(現行56万円)に引き上げる。

●第3条による川西市国民健康保険税条例の一部改正

No.	項 目	種別	条・項・号	内 容 等
4	課税額	条例	第2条 第1項	地方税法の改正に伴い、課税額として合算する額に、子ども・子育て支援納付金課税額を追加
5	子ども・子育て支援納付金課税額の限度額	条例	第2条 第5項	地方税法の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金課税額の限度額を地方税法施行令で定める額に規定
6	子ども・子育て支援納付金課税額	条例	第9条の3～6	地方税法の改正に伴い、新たに規定
7	国民健康保険税の減額	条例	第23条 第1項～第3項	地方税法の改正に伴い、国民健康保険税の減額の適用先に子ども・子育て支援納付金課税額を追加
8	国民健康保険税の減額	条例	第23条 第1項	地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の軽減措置対象者を拡充
9	国民健康保険税の減額	条例	第23条 第4項	地方税法の改正に伴い、18歳未満被保険者の子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額の減額を新たに規定
10	国民健康保険税の課税の特例	附則	第5項・第6項、 第8項～第15項	地方税法の改正に伴う子ども・子育て支援納付金課税額に係る所要の措置

《6月議会上程予定》

市民税 関係

◎市民税等の特例

- 医療費控除の特例（令和9年1月1日施行）
セルフメディケーション税制の適用期限延長等に伴う規定の整備を行う。
- 特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例（施行日現時点未定）
特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴い新たに規定する。
- 寄附金税額控除における特例控除額の特例（令和10年1月1日施行）
寄附金税額控除額における控除限度額の見直しに伴う規定の整備を行う。
- 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例（令和10年1月1日施行）
課税の特例の見直しに伴う規定の整備を行う。

固定資産税 関係

◎ 固定資産税等の特例

- 特別特定建築物に該当する家屋でバリアフリー改修を行なった場合の減額措置について、対象等の見直し、3年間延長行い、新たに参酌規定にて課税標準の特例措置を創設する。（固定資産税・都市計画税）

◎ 固定資産税の免税点の改正

- 物価高騰並びに昨今の住宅事情等を考慮し、固定資産税の免税点の改正を行う。（令和9年4月1日施行）
（固定資産税・都市計画税）